

委員提出資料

目 次

- 王寺 直子 委員提出資料 . . . P . 1
- 奥山 千鶴子 委員提出資料 . . . P . 4
- 長田 朋久 委員提出資料 . . . P . 7
- 柏女 靈峰 委員提出資料 . . . P . 9
- 駒崎 弘樹 委員提出資料 . . . P . 11
- 月本 喜久 委員提出資料 . . . P . 20
- 松田 茂樹 委員提出資料 . . . P . 21
- 水谷 豊三 委員提出資料 . . . P . 22
- 森田 信司 委員提出資料 . . . P . 24
- 岡本 美和子 委員提出資料 . . . P . 25
- 木村 義恭 委員提出資料 . . . P . 26
- 中正 雄一 委員提出資料 . . . P . 28

令和3年6月18日

第57回子ども・子育て会議 御中

特定非営利活動法人
全国認定こども園協会

意見書

1. 公定価格における地域区分のあり方について

公務員の地域手当に準拠しつつ、令和3年度介護報酬改定における地域区分の見直し内容を踏まえ、財源の確保を併せて検討していただくとともに、隣接地域等との差が大きい地域については、地域手当が地域民間給与との適切な反映を目的とする手当や、他の社会保障分野の特例（補正ルール）との整合性を図り、財源などの面から早期に検討していただきたい。

2. 認定こども園に関する事項について

令和3年4月より、学校法人立の幼稚園型認定こども園の3～5歳児について私学助成の補助対象とする措置が実施され、これに伴い、多様な事業者の参入促進・能力活用事業において、当該幼児を補助対象外とされたところである。それに伴い社会福法人立の私立認定こども園などでは引き続きこの事業の適用となっているにも関わらず、自治体によってはそれを認めずこの事業を終了した事例がある。認定こども園特別支援教育・保育経費として特別な支援が必要な子どもが2人以上在籍する私立認定こども園にとって、子どもの教育・保育を担当する職員を加配することができる大変重要な事業であるため、継続的に事業が実施されるよう改めて周知を図っていただきたい。

3. 地域子ども・子育て支援事業に関する事項について

令和3年度予算において、量的拡充を行うとともに、地域子育て支援拠点事業においては育児参加促進のための加算を創設いただいているところであるが、自治体によっては認定こども園を含む幼児教育・保育施設が手挙げをしても、受託できない自治体が複数存在する。認定こども園等が積極的に地域子育て支援拠点事業に取り組むことができるよう自治体に要請していただきたい。

また、認定こども園は子育て支援事業が必須化されているが、人力的な面での措置があるものの事業に対するインセンティブがない状況である。認定こども園の必須化されている子育て支援事業が今後さらに重要度が増す中において、各園がより積極的に取り組むことができるよう、加算等の創設をお願いしたい。

4. 処遇改善等加算 の研修修了要件の取扱いについて

令和4年度は据え置きとされ、令和5年度より中核リーダー・専門リーダー等の要件に1分野又は15時間以上の研修受講要件が課される案となっている。さらに、若手リーダー・

職務分野別リーダーにおいては令和6年度から適用されることとなっている。

令和2年度より処遇改善等加算の運用は改善がなされ、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を、「4万円の加算額の算定対象人数の1/2(端数切捨て)以上」から「1人以上」に緩和されるようになった。この改善により各園では処遇改善の一部として該当職員以外にも支給を行ってきた。これは園児減少により施設型給付費が減額となる中において、昨今の保育者確保が困難な状態の中では大変重要な処遇改善となっている。このことにより給与に占める割合も高く大変感謝している。

一方で研修受講状況等の調査結果によると都道府県によっては現時点で研修要件を満たしている割合が著しく低い都道府県も存在し、コロナ禍において、令和5年度までの約1年半の間に該当する職員全員が受講できる環境を整備することができるのか大変懸念している。さらに、全国団体の認定を行っていない自治体が67%となっており、この状況が継続するようであれば、全国団体においては3府省においてとりまとめを行っていただき、認定された団体については全国の加算認定自治体において有効とするなどの改めて仕組みをご検討いただきたい。

さらに、昨今の保育者不足の中で研修代替職員の人員確保ができず、研修に出せないという状態の園や、コロナ禍において感染リスクを背負いながらも懸命に子ども達のために従事している保育者が業務のために研修受講できない状況にあった場合、受講できないことが理由で処遇が保証されないことがないよう特段の配慮をお願いしたい。

また、認定こども園においては、認定こども園関係団体・幼稚園関係団体・保育関係団体の研修が認められ、保育士等キャリアアップ研修会もその一環として1号関係に充当できることなどを整理を行い、改めて周知していただき、受講する保育者がスムーズに受講でき、かつ加算認定自治体が明確に理解できるよう詳細な説明を加え、再度事務連絡を行っていただきたい。

5. 保育所等の利用希望時に必要な手続きのデジタル化について

デジタル就労証明書が普及に資するよう、改良を重ねて使用する保護者や事業者の使い勝手の良いものとなるよう進めていただきたい。今後入所申込等にも及ぶこととなろうかと思うが、待機児童がなくなった自治体においては利用調整を必要としない申込も多くなることとなる。直接契約の際にこの機能がどのように使用することができるのか、併せてご検討いただきたい。

6. 地方からの提案：保育士の就業状況等の届出の努力義務化について

保育士が保育所等を離職した場合等において、保育士の就業状況等の届出を努力義務とすることを法制化することについて賛成する。看護師等免許保持者類似の届出制度の導入については、法令上必要となる措置や実務的な事務体制の整備可能性も勘案しつつ必要な財源等の費用対効果も踏まえ、引き続きどのような対応が可能か検討していただきたい。

7．地方からの提案：乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について

自治体が柔軟に待機児童の発生抑制に取り組めるよう、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ変更することについて、保育室などの居室面積は「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するための基準」の観点から遵守されるべきである。しかし、現行の特例と同様、必要十分な確認を行った上で、「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を十分に確保すること」を十分に配慮いただきたい。

8．各園の利用定員変更手続きについて

昨今の少子化による園児の不足により、園によっては定員に達することができず、利用定員の引き下げを余儀なくされている。しかし、一部自治体において、明らかに定員を下回っている状況であり、定員に達する見込みがないにも関わらず、利用定員の引き下げを認めない指導をしている自治体がある。公定価格が園児数×単価である以上、利用定員数に近づくことで通常の経営が成り立つ仕組みとなっており、利用定員が引き下げられないということは単価が低いままとなり、直接的に経営に大きな打撃を与えることとなる。実態に即した指導を行うようお願いしたい。

9．保育人材確保のための総合的な対策について

令和3年度の厚生労働省予算の中に「保育人材確保のための総合的な対策」として190億円が計上されており、「保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、情報発信のプラットフォームの作成や保育体験イベントなど、様々な対象者に対する保育士・保育の現場の魅力発信を支援するとともに、保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援する。」とあるが、具体的にどのような形で支援事業が検討されているのか説明をお願いしたい。

10．処遇改善等加算に関する前年度との比較について

少子化により園児が減少し、在籍する保育者数が減少しない事例において、処遇改善額が減収となる事例が出てきている。昨年度はこの事態により、前年度との差額分を事業者側が補填したという事例があった。今後、園児の減少は急速に進むと考えられるため、このような場合において、処遇の改善が当年度に支給された処遇改善総額を越えて支給することを求めることがないよう柔軟に対応いただける制度変更を検討いただきたい。

以上

子ども・子育て会議（第57回） 意見

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会

奥山千鶴子

1. 新型コロナウイルス感染症緊急事態下での地域子育て支援拠点事業の実施について

乳幼児の子育て家庭が利用する地域子育て支援拠点は、特に孤立しがちで、地域に所属感がまだ十分持ち得ていない家庭にとって、同じ子育て中の親と知り合ったり地域の情報やサービスをキャッチするために重要な事業であるが、緊急事態下における開催状況に大きな差が生じている。

緊急事態宣言下においても、4つの基本事業である は実施すべきものであるが、自治体の HP から は、 や の実施が読み取れず、閉館のみが掲載されているところが散見されている。

子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

子育て等に関する相談、援助の実施

地域の子育て関連情報の提供

子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

子育て家庭からは、行く場所がない、身近に相談できる場所が無くなった等の声が聞かれる一方、自治体からは、一部の地域住民より親子が集まったの交流や遊びは不要不急との意見もあるとのことだが、むしろこのような不安が高い時期だからこそ、子どもの発達、子育て家庭の孤立や不安を解消するためには、感染対策を講じたうえで開館は必要性が高いと考える。

首都圏の地域子育て支援拠点は、概ね開館しているところが多く、新型コロナウイルス感染症下における親子の居場所ガイドライン等を発行して、感染対策を講じて実施している自治体も多い。

さらに、オンラインひろば、オンラインでの親子交流を実施している自治体については、その参加者を通常の利用者とカウントすべきかどうか等、戸惑いの声も聞こえている。国としても自治体に対して、指針を示していただきたい。

2. 人口が減少している自治体における地域子育て支援拠点の利用促進について（紹介）

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究、「利用親子組数が少ない地域子育て支援拠点の利用促進等に関する調査研究～人口5万人未満の小規模な自治体に着目して～（主任研究者：日本福祉大学教授 渡辺 顕一郎）」より

調査概要

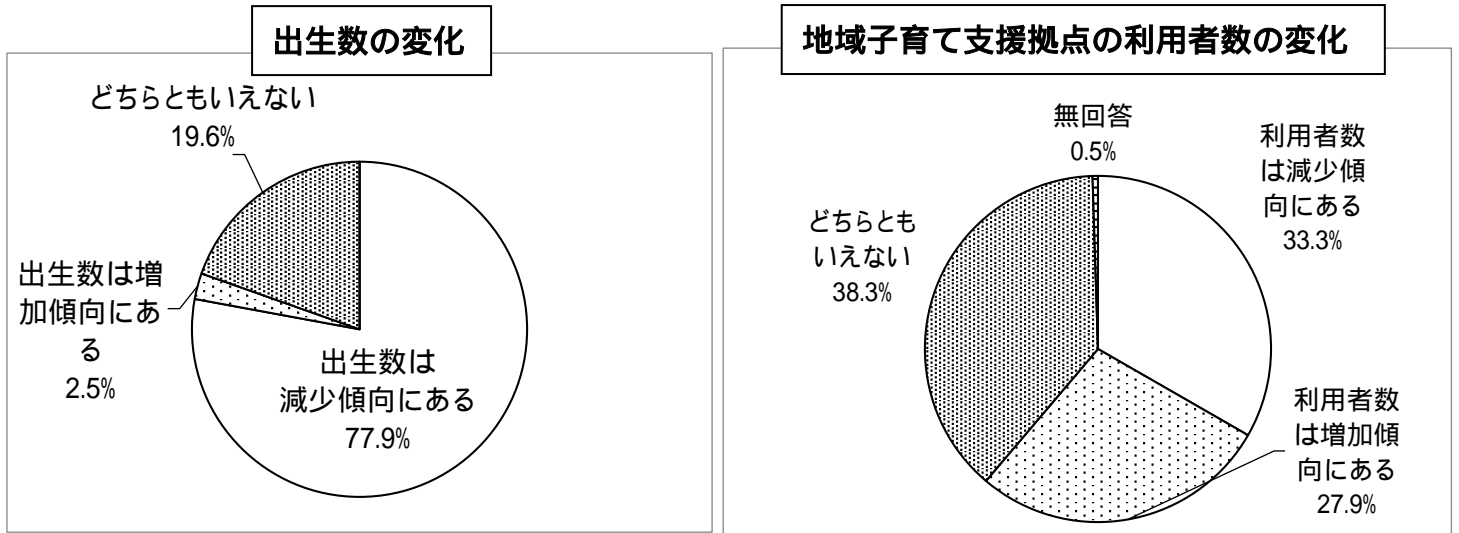
調査対象 人口5万人未満の自治体で「年間出生数500人未満」「地域子育て支援拠点を1か所以上設置」の条件を満たす自治体 597自治体

回収率 74.4%（444自治体/597自治体）

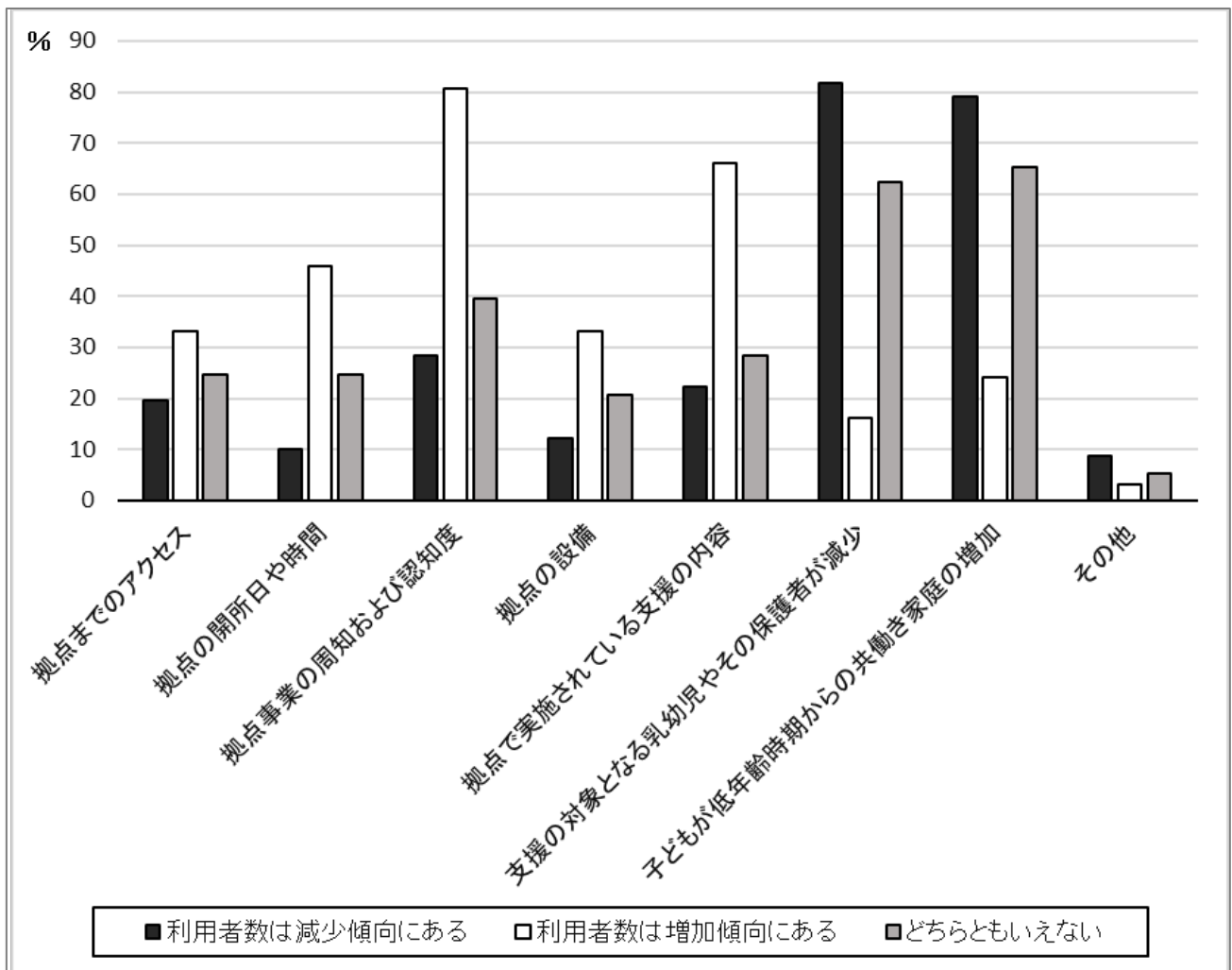
調査方法 市町村向けアンケート調査を実施、その調査で拠点の利用者に増加傾向がみられ、一定の工夫がみられる拠点10カ所にヒアリング調査及び利用者アンケート調査を実施。

調査期間 2020年10月～2021年1月

(1) 市町村の出生数の変化と利用者数の変化



(2) 市町村担当課職員の認識「利用者数の変化に影響を与える要因」



出生数が減っていても、拠点の利用者が増加傾向にある自治体は周知や内容など工夫している。

(3) 結論

人口減少地域においても、小規模が自治体の利点を活かし、地域子育て支援拠点の環境や活動のあり方について改善の努力を重ねていくことが、利用促進のための基本的な対応である。

小規模な自治体における地域子育て支援拠点の必要性

- ・小規模な自治体の利点を活かして家庭の孤立を防ぐ
- ・母子保健との連携を図りつつ予防型支援に取り組む

地域子育て支援拠点事業の利用促進のための方法

- ・丁寧な周知活動
- ・利用者のニーズに基づく支援内容の充実
- ・共働き家庭の利用促進
- ・多機能型支援による相互利用効果を高める（利用者支援事業の活用）
- ・施設・設備等の利便性を高める
- ・予防型支援に積極的に取り組む

3. 今後の子ども・家庭支援政策（コロナ禍を踏まえて）について

(1) 母子保健分野の事業、サービスの拡充

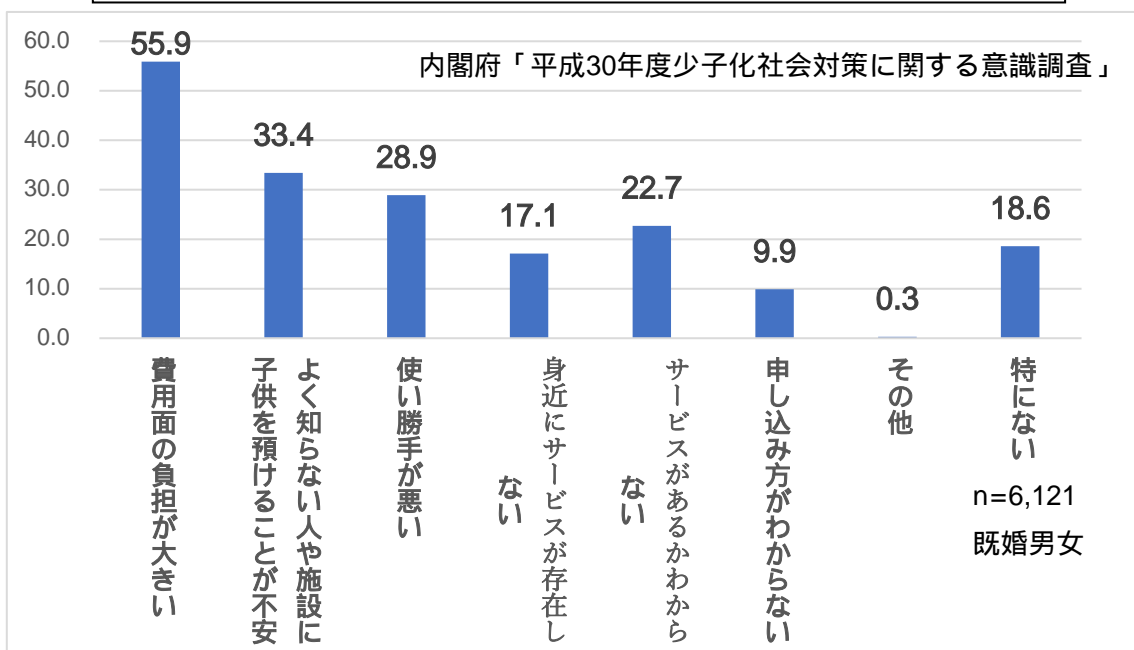
- ・自治体による出産前・出産後教室の拡充
親の学びの場、仲間づくり、地域の情報を得る等
- ・産前産後支援の拡充

産後ケア事業の拡充、産前産後（育児支援）ヘルパー派遣事業に国庫補助を

(2) 利用者支援事業を核とした子育て支援の多機能化施設の拡充

(3) 3歳未満においても、親の就労、子どもの障がい、出身国等問わず、必要度に応じて全ての子どもに安価で良質な一時預かり事業や保育の保障を。

地域や民間の一時預かりサービスを利用する際に気になること（複数回答）



内閣府
子ども・子育て会議 御中

第57回 子ども・子育て会議

意見書

公益社団法人 全国私立保育連盟
副会長 長田 朋久

令和3年4月1日より、「公益社団法人 全国私立保育園連盟」は、認定こども園に移行する会員も増加傾向にあるため、団体名を「公益社団法人 全国私立保育連盟」に名称変更いたしました。現在では、全国約1万カ園強の社会福祉法人を中心とした私立認可保育園・認定こども園が加盟する公益社団法人です。コロナ禍にあっても、感染拡大防止に充分気を付けながら、エッセンシャルワーカーとしての自覚を持ち、働く保護者のため、子どもたちのために日々保育に取り組んでいます。今後とも、国や地方自治体からのご理解ご支援をよろしくお願いいたします。

子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直し

地域区分の在り方について

地域区分については、保育の公定価格において一定のご配慮をいただいております。厚く御礼申し上げます。国家公務員制度とは違い、認可保育施設はすべての市区町村に満遍なく展開されています。保育事業の特殊性に鑑み、今後も隣接地域との差があまり大きくならないような形で更なる改善をお願いいたします。

保育士等という職業や働く場としての保育所等の魅力の向上とその発信

標記については、イベントや情報発信サイト等を活用した保育士・保育の現場の魅力発信事業を実施する自治体に対する補助を実施していただきましたが、自治体においては具体的な取り組みが進んでいません。国から自治体への積極的な働きかけと共に、補助金の創設だけでなく、国としても魅力向上のための積極的な情報発信やPRなどご検討いただけますとありがたいです。

看護師等免許保持者類似の届出制度の導入について

届出の努力義務化は、看護師等であまり効果が表れていないようですので、届出制度の導入以外にも、別の有効な手立てがないかどうか是非検討をお願いします。

保育教諭の資格特例

修得が必要な8単位の一部(例えば2単位程度)を修得したものとみなすことが可能かどうか、是非前向きにご検討願います。

中長期的な検討課題

幼稚園教諭免許・保育士資格の一本化

懸案の免許と資格の一本化ができるだけ早期に実現できるよう、子ども庁の設立と共に、必要な検討を始めてください。

処遇改善等加算 の研修修了要件の必須化時期

コロナ禍の為、昨年・今年と研修が中止となったり、受講機会の減少に伴い、思うような研修受講ができていません。オンラインでの受講など、でき得る限りの受講は試みていますが、当初の計画通りには全く進んでいません。このような状況の中、現場の実情を考慮して必須化の時期を延期していただいたことに感謝申し上げます。引き続き各自治体での研修が充実し、研修機会の確保が確実に為されますようご配慮をお願いいたします。

処遇改善等加算 に係る研修の認定（全国団体）

当連盟や日本保育協会・全国保育協議会等の全国団体が開催する研修会では、全国から参加者が集まりますが、個別の都道府県に認定申請をしなければなりません。全国団体の主催する全国からの参加者が集う研修は、国で一括して認定が取れるようぜひ早急にご検討ください。コロナ禍が明けた場合、要件を満たすべく、全国の研修が精力的に動き始め、参加者も増える事が予想されます。是非それまでにご対応をお願いいたします。

地方分権に関する提案募集への対応について

保育所等の居室面積に係る基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更につきましては子どもの発達の観点から反対致します。

待機児童解消にのみ着目した安易な緩和はすべきではないと考えます。保護者にとっても待機児童になることは困ると思いますが、それ以上に入園後の数年に渡って我が子が基準以下の面積で保育されることを望んではないはずで、質の向上を目指している方向性と逆行してしまいます。

幼児教育・保育の無償化

無償化が実現して早2年を迎えようとしています。この間大きな混乱はないようですが、「1号認定子どもは、満3歳から無償」「2号認定子どもは、3歳児クラスから無償」という不合理な状況は改善されていません。早急に検討し、早期の解決を期待します。

0.3兆円超の財源確保

新制度施行時、お約束いただいた、量と質の向上のための0.3兆円超の財源確保を早急を実現してください。

内閣府子ども・子育て会議(第57回)意見書

2021.6.18 柏女 霊峰

本日配布された資料を事前に読み込み、いくつかの意見を提出いたします。よろしくお願いいたします。

1. 計画の見直しにあたって、アウトカム評価指標の充実を図る必要がある

資料2に関わって、第2期の総括時には、アウトプット評価だけでなく、アウトカム評価の観点からも見直しを図るべきと考える。そのためには、各自治体の毎年の事業評価をアウトプットだけにとどめずアウトカム評価の要素を入れたものにし、それを国として集計することが重要である。例えば、『5年間で「子育てしやすい」との回答が増えた自治体の割合の増加』を、国の成果指標の一つとするなどがあげられる。

私が関わっている自治体では、毎年定期的にアンケート評価で「子育てしやすいか」などの項目を入れ、時系列でみていくこととしている。また、数年に1度の大規模アンケートでアウトカムに関する事項を聞くことで評価に生かしている。自治体調査にアウトカム評価指標を取り入れることを奨励するとともに、その結果を全国集計して提示していくことが重要である。

2. 子ども・子育て支援と障害児支援の連携強化を図る必要がある

資料2の6ページ子ども・子育て支援と障害児支援との連携強化に関連して、14日、厚労省障害保健福祉部において障害児通所支援の在り方検討が開始された。子ども・子育て支援制度における障害児の受け入れのこの6年ほどの増加は、特定教育・保育施設では39%増、放課後児童クラブでは54%増であるが、障害児通所支援の利用児童数は2.3倍となっている。特定教育・保育施設や放課後児童クラブに障害児利用児童数は一見大幅に増加しているように見えるが、その要因は、そもそも特定教育・保育施設や放課後児童クラブ利用児童数が各2割、4割増加していること、療育手帳所持児童数が例えば2011年 2016年で4割増加していること、障害児を育てる母親の就労率の増加なども大きく影響していると考えられ、インクルーシブな社会づくりが必ずしも進んでいない可能性がある。初回のオンライン検討会には厚労省子ども家庭局、内閣府、文科省も参加されたと聞いているが、オブザーバーとして参加するなど連携強化に努めてもらいたい。

3. 子ども虐待防止のために、地域子ども・子育て支援サービスの量の拡充とケアマネジメントの導入を

資料4の量の見込み並びに確保方策並びに資料8、参考資料4に関連して、地域子ども・子育て支援事業の各種サービスの量の整備が十分でない気がしている。特に、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、子育て援助活動支援事業などハイリスクを抱える家庭支援のメニューと整備が不十分である。厚労省審議会では、虐待防止の観点からハイリスク家庭の家庭支援における子ども・子育て支援新制度との連携がテーマになっているが、厚労省配布資料には「家庭への支援メニューの種類、量が不足している」との認識が記載されている。計画からの積み上げのみならず、何が問題なのかという観点から、特にニーズが潜在化しやすい

い子育て短期支援事業、養育支援訪問事業など考えていくべきではないか。

例えば、石川県などで実施されているハイリスクアプローチとしての子育て支援プランの(中期プラン、月間プラン)作成などの実践の評価や児童相談所の在宅措置との結び付けの仕組みの制度化、あるいは保育認定を受けない子どもの支援措置としての保育所通園をはかる在宅育児家庭通園モデル事業など参考にすべき実践を考慮して検討すべきである。そのためには、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点に加え利用者支援事業、障害児者相談支援事業など、それぞれの分野の拠点の整理は喫緊の課題である。

4. 保育所、保育士の地域資源を地域共生社会実現のために活用する方途を検討すべき

資料9に関連して、待機児童問題終結後の課題として地域共生社会の実現を視野に入れた場合、「地域における保育の提供の在り方」を総合的に議論することは大切なことである。その場合、検討会相互や政策相互の関連を考えながら提言並びにその実現を図るようにしていただきたい。特に、保育士の地域支援や虐待防止、子どもの貧困支援が政策課題として掲げられている今、保育士養成課程におけるソーシャルワークの充実に結び付けてほしい。また、地域共生社会実現の動向や今年度から創設された重層的支援体制整備事業並びに令和5年度からの社会福祉連携推進法人制度の創設などを視野に入れた提言が行われることを期待している。

5. 子ども分野の安定的財源確保の仕組みを検討すべき

参考資料2の児童手当法改正の附則検討規程並びに過日公表された経済財政運営と改革の基本方針2021(仮称)(原案)記載の「安定的な財源の確保にあたっては、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな仕組みについても検討する」については、その動きを歓迎する。厚労省の研究会が2003年に提案した「社会連帯による次世代育成支援に向けて」は、子ども・子育て支援新制度のもとになった提言だが、そこでは財源についても社会連帯の視点から提言している。その後の新システム整備の議論でも議論がなされたまま宿題となっているが、ぜひ本格的な検討を進めてほしい。

6. 子ども・子育て支援制度を子ども・子育て福祉の基礎構造にすべくさらなる充実を

最後に、子ども・子育て支援制度は、子ども・子育て福祉制度の最も普遍的ないわば基礎構造の部分を作る制度である。しかし、子ども・子育て支援のための制度は、そのほかにも障害児支援制度、児童虐待防止・社会的養護制度、ひとり親家庭制度など多様な制度があり、それらの連携がとれておらず雑多な集合体となっている。そのせい制度間の切れ目に子どもや子育て家庭が落ち込んで、困難が加速されたり、はなはだしい場合にはいのちが喪われる事態が生じている。そのような事態を改善するためにも、子ども・子育て支援制度を子ども・子育て支援の制度全体の基礎構造とし、その上に、他のサブシステムを乗せていくことを考えるべきである。高齢者福祉、障害者福祉をモデルにすべきである。

以上

2021年6月18日

子ども・子育て会議 御中

NPO法人 全国小規模保育協議会 理事長
(財)日本病児保育協会 理事長
全国医療的ケア児者支援協議会 事務局長
認定NPO法人フローレンス 代表理事
医療法人社団ペルル 理事長
駒崎弘樹

意見書

◎こども基金を創設してください。

- 現在、政府内で「こども庁」創設に向けた議論が進められています。子どもを中心に据えた政策の推進のために、子ども関連政策を所管する関係府省庁の縦割りをなくすことは賛成です。
- ただし、単に関係府省庁の人員と予算を1か所に集めるだけでは、有効な政策を打ち出すことは困難です。「こども庁」創設は、必要な人員と予算の投入とセットで行われる必要があります。
- そこで、「こども基金」の創設を提案します。今回、「こども庁」を創設する目的は、子育て政策の強化ですから、組織再編とセットで、子育て分野に集中的に予算を投下し、実行力のある政策を打ち出せるように、新たな「こども基金」の創設をお願いします。

(注)政府は、平成21年度に創設した「子育て支援対策臨時特例交付金(都道府県が設置する「安心こども基金」)」により、待機児童解消のための保育所整備等を実施し、一定の効果を上げました。

◎地域の全ての子どもたちにかかれた保育園にしてください。

保育園は、利用児童のためだけでなく、地域の子育て家庭のための施設であるべきだと考えます。待機児童問題が解消しつつある今、地域にかかれた「あたらしい保育園」へ移行できるように制度改正等が必要です。

1. 保育の必要性認定を廃止し「国民皆保育」を目指してください。

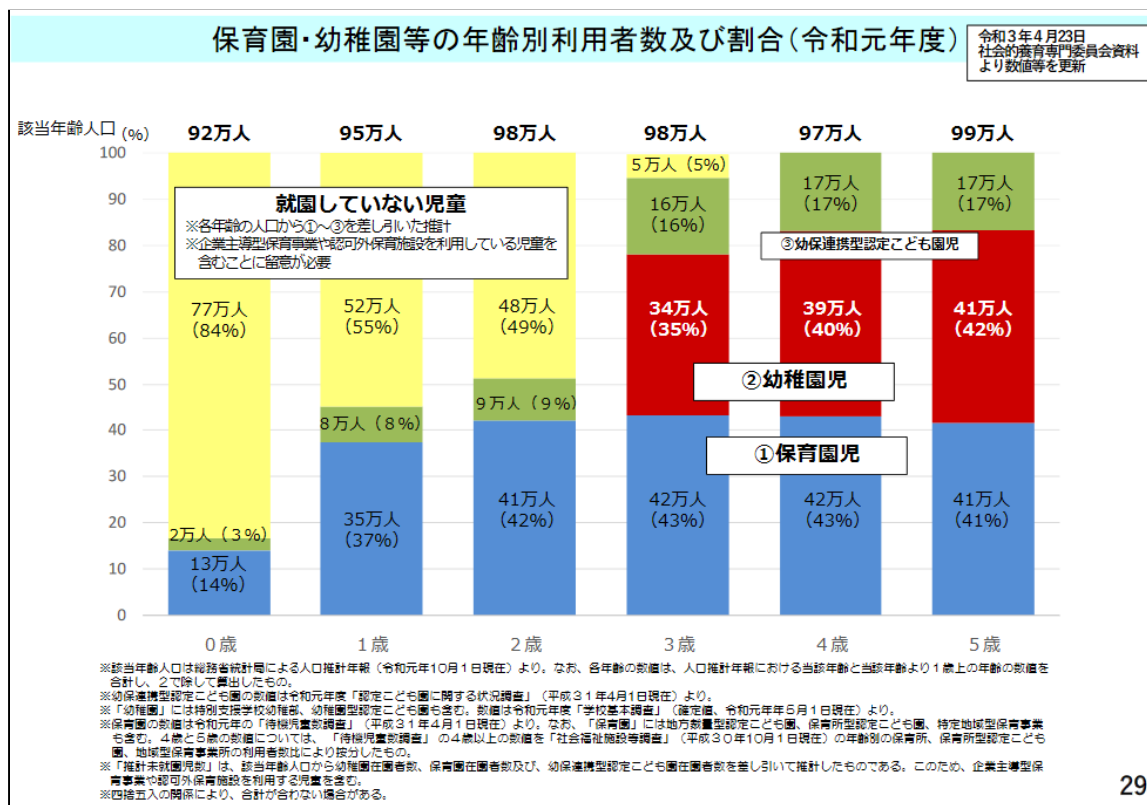
- 法令上※、保育の必要性認定が受けられるのは、就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害等の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難な子どもに限定されています。

※子ども・子育て支援法第19条第1項第2号・第3号、子ども・子育て支援法施行規則第1条の5

- 待機児童が社会的問題であった時期においては、このような限定があっても致し方なかったのは理解できます。しかし、保育を必要としているのは、必要性認定を受けられる家庭だけではありません。
- 例えば、専業主婦で多胎児がいる家庭、ワンオペの家庭は、現状、保育を利用することができませんが、家庭だけで育児を全て担うのは身体的にも精神的にも非常に苦しいです。ときとして、親のストレスが児童虐待につながってしまうこともあります。
- 週1～週6まで、その家庭に応じたグラデーショナルな利用を可能とし、どのような家庭でも地域の保育園を利用できるように、法令改正をお願いしたいです。

2. 3歳以上児の保育園の義務化を

- 保育所・幼稚園に通園することで、子ども達の虐待リスクを低下させたり、自閉症やADHD等の発達障害を早期に発見し、早期に支援に繋げていくことができます。
- しかし、データからもわかるように、現状も保育園にも幼稚園にも行っていない3歳以上の子どもたちが5万人いることがわかります。



出典：厚生労働省「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会（第1回）」資料3
<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000784219.pdf>

- 保育園にも幼稚園にも行けず、家庭の経済力や保護者の意識によって左右されてしまう子ども達は、最も**vulnerability**(脆弱性)が高い層であると思います
- 3歳以上児の義務教育化を実現し、こうした子ども達を早期に社会的支援の網の目で支えていくことが必要ではないでしょうか。

3. 保育園で福祉サービスをできるように通知を出してください。

- 保育園において、子ども食堂等の福祉サービスを行えば、地域の子育て家庭の支援になります。
- しかし、都内では、保育園で福祉サービスを実施することが認められていません。
- 複数の区担当者が東京都に問い合わせたところ、
「保育園を保育以外の目的で使用することを禁止する法令は存在していないが、保育の目的のために補助金等が投入されているものであり、他の用途としての利用は良いものではない。」
との回答だったそうです。
- 法令で禁じられていない保育園での福祉サービスを、自治体の運用で認めないこととするのは適切ではありません。厚生労働省は国としては禁じていないというスタンスですが、地域の福祉に資するサービスであれば、積極的に保育園を活用できるよう、国から通知を発出していただきたいです。

◎「保育所等における要支援児童等対応推進事業」(保育ソーシャルワーク関連事業)について

- 当該事業は、地域の基幹保育所に「地域連携推進員」(保育士、社会福祉士、精神保健福祉士等)を配置し、他の保育所等への巡回支援、保護者への相談支援等を実施するものです。これにより、保育所等における要支援児童等の対応や関係機関との連携強化、運営の円滑化を図ることとしています。

保育所等における要支援児童等対応推進事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算案：394億円の内数)

1. 事業目的

保育所等（保育所、認定こども園又は小規模保育事業所）において、保育士等有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員（仮称）の配置を促進し、保育所等における要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者等）の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。

2. 事業内容

(1) **地域連携推進員（仮称）の配置**
 保育所等に、要支援児童等への適切な支援を図るための「地域連携推進員（仮称）」を配置する。

(2) **地域連携推進員（仮称）の業務**

- ① 保育士等有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援
- ② 市町村や関係機関と連携し、子どもの状況の把握・共有及び地域の専門機関や専門職等との関係性の構築、個別ケース検討会議に参加し、情報の提供及び共有
- ③ 他の保育所等への巡回支援などの実施
- ④ 運営の円滑化のため、地域の子育て支援や虐待予防の取組等に資する地域活動への参加等の実施

(3) **地域連携推進員（仮称）の要件**
 地域連携推進員（仮称）は、保育士、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者、保健師、看護師、その他本事業を適切に実施できる者が担うものとする。

3. 実施主体

児童福祉法第25条の2に基づき、要保護児童対策地域協議会を設置し、構成する関係機関等に保育所等の関係者が参加している市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県（以下「市町村等」という。）又は市町村等が認めた者
 ※市町村等が認めた者へ委託等を行うことも可

4. 補助基準額（案）

1か所当たり：4,567千円

5. 補助割合

国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4
 ※都道府県が実施する場合は国：1/2、都道府県：1/2

6. 事業のイメージ

39

1. 対象児童数に応じた補助基準額にしてください。

- 現在、基幹保育所1か所あたり約460万円が補助されますが、基幹保育所数に対し、対象児童数が多いと赤字運営になります。
- 例えば、本事業を令和3年度から導入した中野区では、基幹保育所は2か所ですが、支援対象保育所は区内の全園(115園)で、年間のべ訪問児童数は1,157人の見込みです。この児童の対応に必要な人員は3.8人/月ですが、920万円(460万円×2か所)では人件費も賸えません。
- 安定的に事業運営できるように、対象児童の見込み数に応じた補助基準額としていただきたいです(例えば、対象児童数500人当たり1,000万円など)。

2. 自治体・地域連携推進員・保育園・関係機関間のクラウドでの情報共有を推進してください。

- 中野区では、クラウド活用やメールでの書類のやりとりは認められておらず、全て書留での発送業務が必要となっています。紙でのやりとりでは、紛失などによる情報漏えいリスクが高い上、費用・時間のロスが多く、事業をスムーズに実施することが困難です。
- 児童の情報をより安全に管理し、要支援家庭に対して、自治体・保育園・関係機関がそれぞれ迅速に必要な対応がとれるように、クラウドを活用した情報共有が進むよう、通知等により国から後押ししていただきたいです。

3. 保育スタッフが要支援児童等の対応を適切に行うための研修や意見交換会の運営費を補助してください。

- 専門知識を有する地域連携推進員が、要支援児童それぞれの対応方法について保育スタッフに助言することは重要です。しかし、限られた数の地域連携推進員の助言だけでは、要支援児童等の適切な対応が十分に行えません。
- 保育所等で要支援児童等の対応をより適切にできるようになるためには、
①保育スタッフ自身がそのノウハウを身に付けるための研修機会の提供
②他の保育所等の保育スタッフとの意見交換会の実施（他園の事例から学ぶ）
が欠かせないと考えます。
- ついては、保育スタッフの対応スキルを底上げするために必要な研修等の運営費の補助をお願いしたいです。

◎土曜減算ルールについて、土曜利用の実態や将来的な保育園のあり方にあわせた見直しをお願いします。

- 小規模保育事業は定員19名以下のため、そもそも土曜保育を希望する利用者が少なく、認可保育所と比べて預かり人数が0人になり、減算対象となる確率が高めです。そのため、毎月給付費が安定せず、小規模保育の経営に大きな影響が発生しています。
- 直前キャンセルについては、減算しないということが国の通知にて示されておりますが、減算対象とする自治体があると聞いています。運用の徹底を図っていただくよう対応をお願いいたします。
- また、多様な保育ニーズの受け皿として一時保育事業を行う保育園も徐々に増えてきております。一時保育の予約が入っている場合には、例え在園児の利用がなくても、開園して子どもを預かっているとみなし、減算対象としない運用をお願いいたします。
- そして、今後の保育園のあり方として、地域に根差した子育て支援や保育の質向上を考えていく必要があると考えます。土曜日に園職員が地域向けの子育て支援活動や、園内の環境整備・研修等による保育の質向上を目的とした活動により開園した場合には、在園児の利用が0人であっても土曜減算の対象外としていただくよう検討をお願いします。

◎特区小規模保育を全国でできるようにしてください。

- 大阪府堺市等で行われている3～5歳の特区小規模保育ですが、当該自治体の方々にヒアリングを行うと、有用性を感じていらっしゃる、今後についても期待度が高いことが伺えます。
- 堺市の小規模保育の入所率データを見ると、卒園後の入園先として3～5歳の特区小規模保育をもつ小規模保育の入所率が**105.3%**と、非常に高い結果であることがわかりました。

<堺市の入所率(令和2年4月)>

特区小規模を持たない小規模保育	84.4%
特区小規模を持つ小規模保育	105.3%

- 今後、全国的に少子化が進む中、人口減少地帯では既存の認可保育園のインフラを維持できなくなる地域が多発してくる考えられます。そうなった際に、0～2歳の小規模認可保育園と連携する形で、3～5歳の小規模認可園という選択肢があることで、保育インフラを維持していける可能性が見えてきます。
- よって、3～5歳の小規模認可保育園を国家戦略特区だけでなく、全国でできるようにすることを検討して頂きたいです。

◎企業主導型保育事業について

1. 企業主導型にも障害児加算を適用してください

- 認可保育事業である地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。)において障害児を受け入れる場合、障害児2人につき、保育士1人を配置するために必要な経費「障害児保育加算」が補助されます。
- しかし、認可外保育事業である企業主導型保育事業では、この「障害児保育加算」の補助がありません。
- 企業主導型保育事業所にも地域型保育事業所と同様に、障害児の申し込みは一定数あります。また、入園時は障害児としての入園でなくても、保育園に通っている間に園児が障害児となる場合もあり、企業主導型保育事業所で障害児を預かるケースが発生することはあり得ます。
- 企業主導型保育事業所であっても、障害児が安心して通える環境を整備できるように、障害児保育加算を適用してください。

2. 土曜減算についてルールの見直しをお願いします

- 企業主導型には、土曜日利用が1日でも無い場合、2カ月は猶予、3カ月目に週5運営の園として減算されるルールがあります。
- 例えば、保護者が毎週ではなく月2日の土曜日利用を希望した場合、週5運営の園としての給付しかない中で運用するか、土曜休園を前提とした運営にする必要があり、保護者ニーズに合わせられません。
- また、認可保育事業で認められている、直前キャンセル＝減算なしとする運用もありません。
- 土曜保育を必要とする保護者のニーズに柔軟に対応できるようなルールの見直しをお願いします。

3. 定員(減少)変更を認めてください

- 企業主導型保育事業においては、一度整備した定員を減らすことができないという指導になっております。認可保育所や認定こども園では、定員変更は自治体が認めれば可能になっております。
- 急激な少子化により、定員を減少させざるを得ない企業主導型保育事業が今後増加することが予想されることです。定員の硬直化により、運営費単価が不利な運営を強いられることで経営が悪化するなどの弊害が起きることになります。
- 認定こども園などは、認可定員とは別に利用定員という概念を用いて、自在に定員を伸縮させることが可能です。
- 現在のルールを改め、企業主導型でも、定員(減少)変更が認められるようにお願いします。(又は利用定員の設定を認めてください)

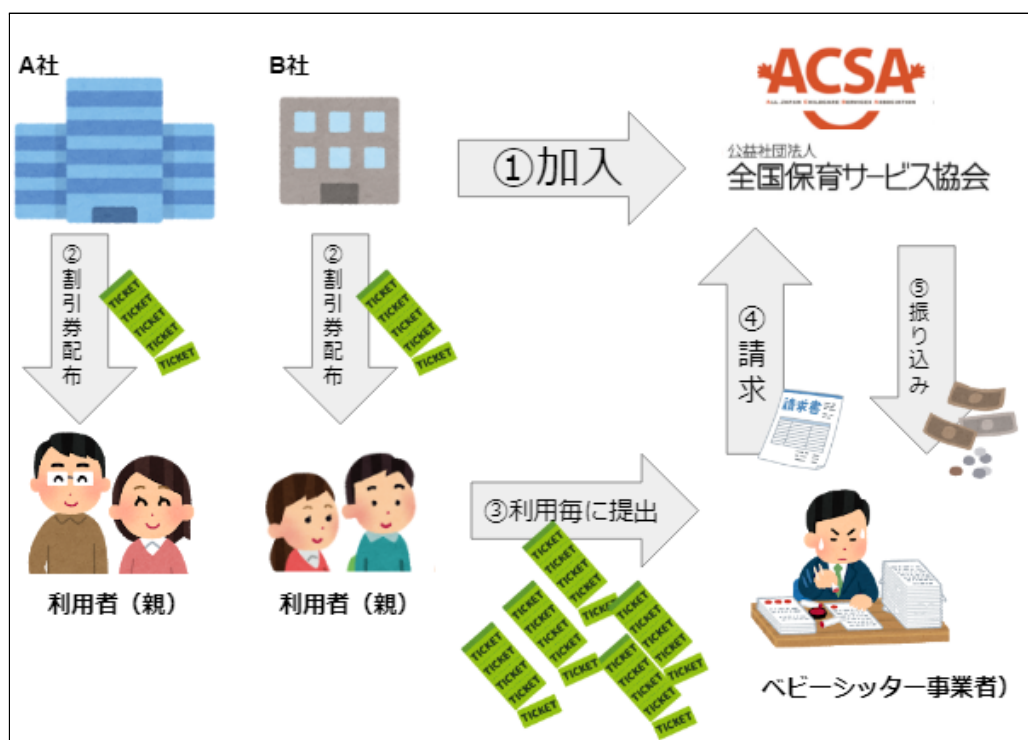
◎公費補助により整備した施設の場合、撤退時に返還義務を求められますが、内装費については対象外にしてください。

- 補助金の交付を受けて保育所等を整備したが、今後、預かり人数の減少などでやむを得ず撤退の判断を行う保育所等が増えることが予想されます。
- 保育所等整備交付要綱の条件に、「事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具及びその他財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市町村長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。」とあります。

- 条件に反した場合には、補助金の全部または一部を返還しなければならなりません。建物の壁面や床、天井、家具、室内装飾や仕上げ等の内装費については、対象から除外して頂くようお願いいたします。

◎企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の事務手続き(事業者・利用者双方)負担を軽減するため、制度公表のスケジュール見直し、また電子化をしてください。

- 内閣府が実施する企業主導型ベビーシッター利用者支援事業は、以下のようなスキームとなります。



- 加入企業(親の勤め先)が親に紙の割引券を配布
 - ↓
 - 一回の利用ごとに割引券を親が氏名等を記入し、千切ってベビーシッター事業者に提出
 - ↓
 - 受け取った事業者は、一枚一枚その記載内容を目で確認しながらまとめ、社判を押し、期日までに全国保育サービス協会に送付
 - ↓
 - 全国保育サービス協会よりベビーシッター会社に振り込まれる

という流れです。割引券が紙であることから、管理方法が非常に煩雑となり、ベビーシッター事業者にとっては手作業に大変な工数をとられています。

- また、年度始めの時期に当該年度の制度が決定されていない状況なため、毎年4-6月の利用分に関しては遡及割引対応(一度全額をベビーシッター会社に払った後、遅れて割引券を提出し、事業者から利用者へ返金する)が発生しており、利用者・事業者とも相当な負担を背負っております。
- 一方で、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業と同様のサービスである民間の福利厚生では、今年度以降相次いでクーポンの電子化が予定されております。(えらべるくらぶ(2021年夏～)・ベネフィットワン(2022年度～)等)
- 内閣府のベビーシッター利用者支援事業においても、割引券の電子化を進めていただき、利用者・事業者双方の負担を軽減してください。また、遡及対応が発生しないよう、スケジュールの見直しを強く要望します。

第57回子ども・子育て会議 意見書

全日本私立幼稚園PTA連合会

副会長 月本 喜久

1号認定の8時間利用について

意見を以前に述べた件ですが再度要望いたします。

保育認定を受けている家庭に対して産前産後の保育利用に加え、育児休業中の利用も「保育の利用継続申し込み」の申請により出産後の保育料の延長が可能となっています。しかし、1号認定の場合は育児休業期間というものが存在しないために、産後の数週間以降の利用延長はできません。

1号認定のわが子を通わせている同じ施設で、2号認定の家庭は保育利用の延長ができていることに、産後女性としての対応に差があることを実感します。

出産後満1歳になるまでの期間は、4時間でなく8時間の保育短時間利用を1号認定の家庭にも認めていただくことは、大きな子育て支援となります。

また実際には多胎児出産や低年齢の兄弟をはじめ多様な事情で育児が困難な家庭もあるため、1号認定の家庭においても出産後1年の育児期間中については、子育て支援策として教育・保育給付または施設等利用給付の2号認定を認めてください。

預かり保育の兄弟減免をはじめ、あらゆる子どもの預かりニーズに応える制度への改善を

無償化が実現し、利用者の経済的負担が軽減されたことは喜ばしいことです。

ただ、預かり保育の利用費については兄弟減免の設定がないため、多子世帯の負担が大変大きくなっています。また、新2号認定による預かり保育の利用者が大幅に増えており、幼稚園によっては、突発的な預かり保育（1号認定しか持たない保護者が兄弟を病院に連れていく時など）に対応したり、子育て支援活動として非在園児を預かったりする余裕がなくなっています。1号児、新2号児、非在園児の兄弟を持つ保護者らの多様なニーズに対応できるよう、一時預かりや病児保育を含む13事業、公定価格、無償化制度全体について、引き続き制度を改善して行ってください。

内閣府子ども・子育て会議第(57回)提出資料

新型コロナウイルスの感染拡大が夫婦の追加出生計画に与えた影響
調査結果とそこからの示唆

中京大学 松田茂樹

1. 調査の概要

調査名：新型コロナウイルス状況下の仕事と生活に関する調査

調査対象：満25歳～44歳の配偶者と子どもがいる男女個人

調査地域：全国

調査方法：郵送法

調査期間：2020年11月2日～11月24日

標本数：1,000サンプル

サンプリング：(株)日本リサーチセンターが、毎月実施している無作為抽出の調査対象者から作成したパネルから抽出。

回収数(率)：626サンプル(62.6%)

分析対象：子どもを1～2人もつ有配偶者

2. 追加出生行動の測定

新型コロナウイルスの感染拡大がはじまってから2020年11月時点までの追加出生計画

(1次の子どもを持ちたかったが、子どもをもつ時期を考え直した/2次の子どもを持ちたかったが、子どもをもつ時期を考え直さなかった/3次の子どもを持ちたいとは考えていなかった)

3. 調査結果のポイント

夫の所得が低い家庭ほど、追加出生を先送りした。また、追加出生意欲も低かった。

妻が専業主婦であった家庭の方が、妻が就業していた家庭よりも、追加出生を先送りした。また、追加出生意欲も低かった。これは、所得の影響ではない。

4. インプリケーション

新型コロナの感染拡大の出生への影響は、経済的に苦しい世帯ほど強くあらわれた。特に低所得の子育て世帯の経済的問題への対応は課題である。

専業主婦家庭において出生抑制が多かった背景には、コロナ禍の社会的孤立や必要な支援が受けられなかったことの影響があるとみられる。

附記

この分析は、松田茂樹・佐々木尚之・梁凌詩ナンシー「新型コロナウイルスの感染拡大が出生意欲に与えた影響」第70回数理社会学会大会シンポジウム「コロナ禍のなかの仕事と家族」(2021年3月8日)として報告したものである。本研究はJSPS科研費18H00936の助成を受けている。

処遇改善等加算 の賃金改善対象者に係る研修修了要件について

施設種別間の**研修実施主体**の違いと研修修了要件について

施設種別によって研修実施主体が異なりますが、同一法人で保育所と認定こども園を運営している場合の人事異動や、転職により幼稚園から保育所に就職した場合に、受講した研修修了要件が認められない場合はないか、またその共通性がない場合は保育者に不利益がでないか懸念されます。

これらはどのような対応になるのかご説明ください。

またいずれの研修実施主体であっても研修修了となることを改めて各加算認定自治体に周知してください。

加算認定自治体が適当と求める実施主体の違いについて

他の自治体に所在する園に転職した場合、転職前の園の所在する加算認定自治体Aが認定をしていれば、既に修了した研修については、転職後も有効となりうるものと理解しています。

しかし、転職後の園の所在する加算認定自治体Bにおいて、当該研修の実施主体を認定していない場合は、転職後に受けた研修について、同じ研修なのに有効な研修と認められないのでしょうか。また、研修を長期間にわたって実施する場合は、研修中の転職もありえると思います。

こうしたケースの混乱を防ぐためには、認定を全国で有効なものにしなければ、転職先によって保育教諭に不利益が生じる懸念があります。

特に都道府県との協議により加算事務を市町村が行う場合は、保育者の転職と処遇改善 への影響について、転職者と施設設置者に周知しておく必要があります。

転職してから処遇改善等加算 の研修修了要件を満たしていないということになれば、混乱が生じかねませんので何らかの配慮・対応が必要であると考えます。

研修の在り方について

処遇改善等加算 に係る研修は、まとめて1日や2日で、短期間で修了できるように実施されている現状があります。

しかし、本来の研修とは継続的に積み重ねていくものであり、15時間を4種類修了すればよいというものではないはずです。

保育教諭は幼稚園1種または2種免許を保有しています。

免許状更新講習や2種から1種への上進にも取り組む保育教諭もいる中、研修時間をまとめて1日や2日で修了させる実態は、少し見直していく必要があると思います。

公定価格2号3号認定の主任保育士専任加算の要件見直しについて

主任保育士が専任できるよう代替要員を配置している認定こども園において、地域に障害児がいない、出生数の減少やコロナ禍のニーズ変化によって在籍乳児がいないなどの事情から、要件にあがる事業のニーズが変化もしくは減少することで複数の要件を満たさず減算となるケースも出てきています。しかし、主任保育士の専任化を維持し育児相談や地域子育て支援を継続している場合もあるため、要件を複数から1つにする、もしくは乳児を3人から1人以上入所に要件緩和していけないか検討してください。

特に過疎地や離島など施設の立地環境によっては、主任保育士を専任化して育児相談や子育て支援活動ができなくなる環境に変化してきている地域もありますので、見直しをお願いします。

公定価格2号3号認定の基本分単価について

近年は小規模保育の受け皿として、1号・2号認定のみの認定こども園の新設なども聞き及びますが、認定こども園の中には幼児の長時間保育を担うため、当初より3号認定のいない園もあります。

3号認定のいない2号認定と1号認定のみの施設にとっては、2号認定基本分単価の低さから収入状況が大変厳しくなります。

3号認定が在籍しなくなった施設や3号認定を利用定員として設定されていない施設に対しては、収入改善を図るため2号認定の基本分単価に加算する対応があれば収入構造の改善が図れますのでご配慮ください。

主幹教諭等専任加算基準の統一について

主幹教諭の専任化について、幼稚園では加算、認定こども園では減算というのは、複雑であり、混乱のもとです。また、この加算は子育て支援のための人件費を措置するものですが、幼稚園は子育て支援機能を発揮することが求められているため、減算形式で統一することはできないのでしょうか。

「0.3兆円メニュー」でも、主幹教諭の配置は基本分に組み込むことが目指されています。

令和3年6月18日

子ども・子育て会議（第57回）
全国保育協議会 森田信司 提出

全国保育協議会 意見

1. 処遇改善等加算 の研修修了要件の必須化時期の取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症」の影響により、これまでのように研修ができない状況のなか、研修要件の必須化時期についてご配慮いただき感謝申し上げます。

現在も新型コロナウイルス感染症対策のため、リモート研修や、リモートと参集とのハイブリット型研修などを行っていますが、研修の機会が少ないのが現状です。

平成31年1月に「保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施する方法等に関する調査研究協力者会議」の後に作成された約11時間の映像研修について、研修機会を増やすためにも国から改めて周知いただきますようお願いいたします。

2. 保育所等の居室面積に係る基準について

保育所等の居室面積については子どもの発達や健康、安全に直接影響するため「従う基準」とされており、保育の質を担保するための最低基準です。

「従うべき基準」を「参酌すべき基準」とすることに断固反対します。

令和3年6月18日

内閣府
子ども・子育て会議御中

意見書

公益社団法人日本助産師会
常任理事 岡本美和子

本会議では、子ども及び子どもの養育者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが心身共に健やかに成長することができる社会の実現に向けて検討を重ねてまいりました。

先の「第56回 子ども・子育て会議」では、子育て支援の新たな展開に向けた対応として、地域、多職種が連携し、子育て家庭における様々なニーズに適切、且つ早急に応えることが重要であると示されました。全ての子育て家庭において、それぞれが必要とする支援に気軽にアクセスでき、安心して子どもを産み育てられる環境を整備することが重要であると述べています。

要望事項

希望するすべての母親が産前・産後ケアを受けることができるように産後ケアの周知の推進と利用料金補助の拡充していただきたい。(仮称：産前・産後ケア補助券制度の創設)

令和3年4月から産後ケア事業が母子保健法に位置付けられたことにより、これまで主にハイリスク母子を対象としていた事業を希望するすべての母親がサービスを受けられるよう、広く社会に周知していくことが必要と考えます。

利用者である母親からは、産前産後ケアの利用について、周囲から「母親なのに自分の子どもも育てられないのか」「祖父母世代に支援してもらえばよいのではないか」という声があり利用をためらっているという声があります。マタニティマークが社会に浸透したように社会全体が産前・産後ケアの必要性に理解をすること、利用者負担を軽減することで産前・産後ケア事業の利用が進むと考えます。

特に新型コロナウイルス感染症により母子の孤立がより一層深刻となり、母親の心理的問題や児童虐待の増加が懸念されます。これらを予防するためにも、産前・産後ケアの切れ目のない支援が重要となります。現在、産後ケア事業の利用率の高い地域においては、妊娠、子育て期に使用できるクーポンを配布しており、そのクーポンで産後ケアが利用できる仕組みが作られています。妊婦健康診査補助券のような、産前・産後ケアに関する補助券制度の創設を要望いたします。また、里帰り出産先での利用については、全国でもごく一部の市町村のみが対応している状況にあります。全国において、里帰り先でも利用が可能となるような制度の検討をお願いいたします。

以上

意見書

一般社団法人全国認定こども園連絡協議会
会長 木村 義恭

○ウッドショックによる木材の高騰化について

「ウッドショック」の波は、すでに日本にも押し寄せ木材価格は、この4月にはコロナ前と比べ全体では1.3~1.5倍の価格上昇が見られます。日本は木材の約6割を輸入材に頼っており、建材では半分の割合を占めていることから、ウッドショックの影響は「今後も価格上昇につながる」といえます。

当協議会の会員園では建替え建築費が、定員50名の建物で3億5千万円という見積もりになっている状況で、昨年度新築した同規模2億5千万円を比較すると、1年でほぼ1.5倍になっている計算です。これに対し、行政の補助金の割合は、3/4ですが、これには別途、上限があり、現状では依然として、定員50名の場合、約1億1千万円となることから、自己負担が総額2億5千万円となり、事実上の建て替えを諦めなければならないという声も上がっております。

このような状況の中、保育環境を適切に整えていくことが重要なことであり建築費単価の適切な改善や「ウッドショック」のような外的な要因による価格変動に対する緊急避難措置等の対応が必要と考えますので、ご検討をお願いいたします。

○ 就労証明書の様式に関する取扱いについて

就労証明書の標準的な様式の標準化により、作成する企業の負担軽減が期待されますが、市区町村では、カスタマイズされた様式が使用されていることが現状であります。独自の追加項目の中には、給与所得やマイナンバー等の個人情報に関する項目も含まれていることから、就労証明書を受け取る施設側としてのリスクも生じております。各市区町村におけるカスタマイズの可能範囲については、十分にご配慮頂きたいお願い致します。また、統一様式としては、施設から各市区町村へ提出する給付費請求書につきましても、各々の様式を求められる事があり、事務処理が煩雑になっております。様式の標準化につき合わせてご検討をお願い申し上げます。

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会における検討課題について

コロナ禍において、在宅ワーク等の保護者の就労状況の変化や登園自粛・休園措置により、子ども達の環境は大きく変化し、乳幼児の重要な時期の育ちに大きな影響があると考えております。課題を抱えている家庭やその子ども達への支援は早急かつ丁寧に行われるべき事であり、

認定こども園は、地域の子育て支援機能が必須要件であり、既に体制として整備されていることから、支援提供の機能として自治体と協力してまいります。

処遇改善等加算 に関する研修受講要件について

処遇改善等加算 の賃金改善対象者に係る研修修了要件については、新型コロナウイルス感染拡大による、研修履修の機会の減少及び研修受講状況等の調査結果を鑑みても、令和 8 年度完全実施へ段階的に引き上げていく方法を支持いたします。そのためにもより一層の学びの機会を作るための認定が必要と考えます。加算認定自治体における研修実施主体の認定状況の調査をみても「認定なし」の自治体が多くを占めており、加算認定自治体へ積極的に認定を進めていただくよう通知をお願いいたします。

また、このコロナ禍がしばらく続くことや離島などの学びの環境を維持していくためにも e-ラーニングの積極的な活用の周知をお願いいたします。

一方で、子ども子育て支援新制度施行後幼稚園教諭及び保育士の処遇は向上してきたが、全産業種での賃金格差はまだまだ十分是正したとは言えず、処遇改善等加算 の支給を除いての賃金格差是正を望みます。そのうえで学びを深め、専門知識などの上積みをした本当の意味でのキャリアアップ支給となる仕組みになることをお願いいたします。

保育士の就業状況等の届出の努力義務化について

全国的に保育士不足は進行している。特に地方における保育士不足は深刻化しています。児童福祉法 24 条 1 項に定められた「市町村の保育の実施義務」を果たすことが出来ない状況が目の前に来ている。努力義務ではなく義務化することで、ハローワークと連携して潜在保育士へ施設側からアプローチすることができる。それにより復職への不安事項を共有化でき、不安解消し復職へ繋げやすくなると考えます。努力義務ではなく義務化へ整備していただきますようお願いいたします。

子ども・子育て会議 様

こども庁・こども家庭庁に関する意見書

一般社団法人 日本こども育成協議会 副会長 中正 雄一

こども庁、こども家庭庁については、経済財政諮問会議で取りまとめられた「骨太の方針(原案)」の中で、行政組織の設置の検討に着手するとされたところですが、本子ども・子育て会議においても、将来を見据えた子ども・子育て支援制度の抜本的見直しとこれを所管する行政組織について、意見表明や議論を行う機会を設けるよう提案いたします。

【要望理由】

国におかれては、第8回経済財政諮問会議(令和3年6月9日)で「経済財政運営と改革の基本方針2021」(骨太の方針)原案が示され、その第2章「次なる時代をリードする新たな成長の源泉」の中で、「子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、・・・こうした機能を有する行政組織を創設するため、早急に検討に着手する。」とされたところ

です。
本子ども・子育て会議は、ご承知の通り、子ども・子育て支援法第72条を設置根拠とし、重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べる事ができる、とされております。

いわゆる「こども庁」・「こども家庭庁」については、政党内において種々検討されていることが報道されておりますが、このことは、府省の行政組織の再編にとどまらず、子どもに関する制度政策の抜本的見直しを伴う極めて重要な課題であり、実現すれば、100年に1度の大変革といっても過言ではないと思われ

ます。
子どもに関わる様々な分野の方々が委員を務められている本会議は、子どもに関する制度政策の将来を見据えた抜本的見直しとその制度政策を所管する「こども庁」、「こども家庭庁」の行政組織を検討するのにふさわしい場であり、各委員から意見表明を受け、プロジェクト組織などを設けて議論を重ね、一定の方向性を示す意見具申を行う責務があるのではないかと考え、表記の提案をいたします。